

第4期 可児市多文化共生推進計画

令和6年度～令和9年度(2024年度～2027年度)

策定の趣旨

外国籍市民等の定住化がますます進行していく中で、自立に向けた支援を総合的に行うことはもとより、国籍や民族などの違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、将来にわたって共に支えあって暮らしていける多文化共生のまちづくりを推進していくことが重要となります。

多文化共生のまちづくりを進めることは、多様な文化や価値観を持った市民が地域のさまざまな活動に参加し、市民主体による新たな交流や連携が深まり、誰にとっても暮らしやすく魅力あるまちの形成につながります。そして、多文化共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりが、多文化共生を地域社会全体の共通課題として認識し、互いの文化や価値観への理解と尊重を深めながら、まちづくりの担い手として地域社会に参加していくことができる仕組みづくりと推進体制を構築していくことが必要です。

このため、平成23年(2011年)には市民・行政・関係機関などが連携して、多文化共生社会の実現に向けた施策や取り組みを推進するため「可児市多文化共生推進計画」を策定しています。

本計画は、この後継計画として今後4年間の施策を策定するもので、これまでの進捗状況を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢や新たな課題に対応しながら、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進することを計画の趣旨としています。

計画の位置づけ

本計画は、可児市市政経営計画の重点方針、重点施策に関する個別計画として、可児市人権施策推進指針や他の関連計画とも整合を図りながら、多文化共生社会の実現に向けての基本的な考え方、具体的な施策及び推進体制などを定め、多文化共生のまちづくりの指針を示すものです。





みんなでつくる 多文化共生のまち 可児

施策の柱Ⅰ「言語における共生」

地域社会において安心して共に暮らしていくうえで、言語の習得及び生活に必要な情報を正しく理解することが必要不可欠であることから、日本語及び母語の学習の機会を広げるとともに多様な言語に対応した情報の提供を進めます。

基本施策1 言語の学習支援

(1) 日本語及び母語の学習機会の充実

外国籍市民等が自立し、地域に溶け込んで生活していくうえで必要な日本語能力及び学習者の多様な要望に応じた日本語を習得することができる日本語学習機会の充実を図ります。

若い世代への母語教育を実施し、家庭内コミュニケーションの向上を図ります。

(2) 日本語及び母語指導体制の充実

地域における学習の機会を拡充するため、日本語及び母語を教える指導者や学習のサポートを行うボランティアの育成を図ります。

基本施策2 多言語情報の提供

(1) 情報の多言語化及びやさしい日本語の活用の推進

社会生活に欠かせない行政サービスやルールの内容、納税などの義務について、需要を踏まえ確実に理解されるよう情報の多言語化とやさしい日本語による情報提供を推進します。

(2) 情報伝達手段の充実

インターネットや広報紙など、多様なメディアや外国籍市民等が多く集まる施設等を活用し、やさしい日本語や多言語での情報の提供と周知を推進します。

行政の窓口に加え、コミュニティ施設や日本語教室など情報伝達ルートを確保し、SNSも積極的に活用して効果的に情報伝達を行います。

施策の柱Ⅱ「子どもの教育における共生」

子どもたちが、日本の社会で自信と誇りを持って健やかに育ち、将来、日本社会だけでなく母国社会でも夢と希望を抱いて活躍できるよう、誰もが等しく基礎的な教育が受けられる教育環境の整備と就学支援を進めます。

基本施策1 教育環境の整備

(1) 学習環境の充実

不登校・不就学児童生徒の実態把握とその解消を図るとともに、学習環境の整備や学習指導体制の充実を推進します。タブレットやパソコンを積極的に活用するなど今まで以上の支援体制づくりを整え、子どもたちの新たな可能性を引き出せる環境づくりを推進します。

(2) 教育相談の充実

利用しやすい相談体制を確立するとともに、家庭教育の啓発を推進します。

基本施策2 就学支援の推進

(1) 就学支援体制の充実

保護者・学校・地域や市国際交流協会等と連携し、外国籍の子どもの就学支援をします。

(2) 学校教育の意識啓発

義務教育年齢の子どもの学ぶ権利の保障や、学校教育に関するきめ細かな情報を提供し、教育に対する保護者の関心を高めます。

施策の柱Ⅲ「暮らしにおける共生」

同じ地域社会で暮らす生活者として共に支え合い、安心して安定した生活を送ることができるよう、互いの文化や生活習慣に配慮した暮らしやすい生活環境の整備と生活支援を進めます。

基本施策1 相談体制の充実

(1) 外国籍市民相談窓口の充実

外国籍市民等が地域で生活するうえで生じるさまざまな問題や悩みに対して、多様な言語で対応できるよう、相談窓口の充実を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携

県や関係機関・団体と連携し、多様な相談に対応できる体制づくりを推進します。

基本施策2 生活基盤の充実

(1) 居住環境の整備

地域で生活するうえで必要な生活習慣やルール等について、知ることができる機会と場の充実、及び住宅情報の提供をします。

(2) 労働環境の整備

労働環境の整備に関する啓発と就業支援をします。

基本施策3 社会基盤の充実

(1) 社会保障制度の周知

やさしい日本語や多言語による医療・保健・福祉などに関する情報の提供と、サービスの円滑な利用を促進します。社会保険の加入促進と、保険料・税の納付意識を啓発します。

(2) 子育て支援の充実

やさしい日本語や多言語による子育てに関する情報の提供と周知を行います。

基本施策4 防災体制の充実

(1) 防災意識の向上

外国籍市民等の防災意識の向上と防災訓練への参加促進を図り、防災に関する情報提供や啓発をします。災害発生時に外国籍市民に対して多言語での支援を迅速に実施していくために、市国際

交流協会等と連携して体制を整えます。避難場所や避難所の看板の多言語化により防災情報の周知を図るとともに、ホームページやSNSでの情報発信を行います。

(2) 災害対策の推進

災害発生時において被災者へ効果的な対応ができるよう、支援体制の整備と多言語及びやさしい日本語による災害情報や支援情報を提供します。

(3) 生活安全対策の推進

関係機関等と連携し、やさしい日本語や多言語による啓発や情報提供を行い、防犯、交通安全や消費生活などの生活安全に対する意識の向上を図ります。

施策の柱Ⅳ「地域社会における共生」

国籍や民族などの違いにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、交流と連携を深めながら地域社会の一員として主体的に参画します。さらに、まちづくりのパートナーとして顔の見える関係づくりを構築し、知識や能力が発揮できる地域づくりを進めます。

基本施策1 多文化共生の地域づくり

(1) 人権尊重の意識づくり

人権啓発、多言語による相談体制を充実し、人権尊重のまちづくりを推進します。

(2) 多文化共生の意識づくり

市民一人ひとりが多文化共生に関する理解と認識を深め、多様な言語や異文化にふれる機会を通して相互理解の促進を図ります。そのために、やさしい日本語への理解を深めます。

また、地域において学校、図書館、各地区センター等の施設も活用し、NPO法人等と連携しながら言語を学ぶ機会を提供したり、地域市民と外国籍市民等が相互に交流しながら多文化共生に関する理解を深める場を作っていきます。

基本施策2 まちづくりへの参画

(1) 地域社会への参加促進

外国籍市民等が地域で生活する一員として、地域社会やまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進します。

基本施策3 地域活性化とグローバル化への対応

(1) 多様性を活かした地域活性化

自らの強みや独自の視点を活かして、地域の魅力や情報の発信等の担い手となる人材の発掘や育成を推進します。多様性を活かした地域の活性化を目指し、外国籍市民等と連携や協働を図ります。

(2) グローバル人材の活躍促進

急速に発展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国籍市民等の独自の知見やノウハウを活用します。日本において進路や職業を自ら考える機会として、就業意識の醸成や、情報提供、身近なロールモデルの紹介などのキャリア支援を行います。

けいかく すいしん 計画の推進

多文化共生社会の実現をめざし、行政だけでなく、市民・各種団体や企業・事業者などの多様な担い手がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協働して、多文化共生施策を総合的に推進します。

すいしんたいせい 推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備

庁内の関係各課における推進計画の進捗状況を確認し、施策の取り組み状況の把握や課題等の共有を図り、本計画に基づく多文化共生施策を効果的に推進します。

(2) 多文化共生推進会議の設置

外国籍市民等を含む「可児市多文化共生推進会議」を継続開催し、毎年度本計画の進捗状況の確認や点検等を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題等に対応した計画の見直しなどを提言し、確実に計画を推進します。

(3) 多文化共生のネットワークづくり

多文化共生社会形成のために中心的な役割を担う市多文化共生センターを拠点とし、市民、市民団体等との連携、ネットワーク化を促進し、協働して多文化共生のまちづくりを推進します。

(4) 外国籍市民等の意見反映

外国籍市民等の声を聴く「外国籍市民会議」の開催や意識調査などを定期的を実施し、市民要望や地域課題を共有するとともに、意見を市政に反映します。

(5) 外国籍市民の集住自治体との連携

他自治体と連携して、地域で顕在化している多文化共生に関わる諸問題について、情報交換を行います。



目標指標については、施策の柱ごとに基本施策に関連したもので、達成度を定期的・継続的に測定できる指標を設定します。

No.	施策の柱	基本施策	指標名	目標		
				基準値 (基準年度)	直近値 令和4年度 (2022年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
1	Ⅰ 言語における共生	1 日本語の学習支援	日本語学習の教室数	6教室 平成21年度 (2009年度)	6教室	6教室
2		2 多言語情報の提供	外国語広報メールの登録率	10.7% 平成21年度 (2009年度)	16.3%	25.0%
3	Ⅱ 子どもの教育における共生	1 教育環境の整備	全不登校児童生徒数に占める外国籍児童生徒の割合	9.1% 平成26年度 (2014年度)	10.2%	—
4		2 就学支援の推進	外国籍生徒の高校等への進学率(帰国を除く)	75.6% 平成22年度 (2010年度)	85.1%	85.0%
5	Ⅲ 暮らしにおける共生	1 相談体制の充実	外国籍市民相談窓口の認知度 (外国籍市民意識調査)	64.9% 平成23年度 (2011年度) 調査値	57.2%	73.0%
6		3 社会基盤の充実	外国籍市民の年金・医療保険の加入率 (外国籍市民意識調査)	保険 86% 年金50.8% 平成23年度 (2011年度) 調査値	保険90.7% 年金67.1%	基準値より増加
7	Ⅳ 地域社会における共生	1 多文化共生の地域づくり	「多文化共生に向けた取り組み」に対する満足度 (外国籍市民意識調査)	平均40.1% 平成23年度 (2011年度) 調査値	平均41.6%	平均50.0%
8			市多文化共生センターの年間来館者数	34,260人 平成21年度 (2009年度)	17,936人	33,000人以上
9		2 まちづくりへの参画	地域活動への参加率 (外国籍市民意識調査)	26% 平成23年度 (2011年度) 調査値	15.6%	基準値より増加
10			国際交流ボランティアの登録者数 (国際交流協会による語学・日本語指導、災害時ボランティアの登録者数)	135人 平成21年度 (2009年度)	119人	170人